

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	3
(1)	協議事項について	3
①	議員案第1号 矢板市委員会条例の一部改正について	3
②	議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について	3
③	議員案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充 実を求める意見書について	3
(2)	提出議案について	4
①	議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について	4
②	議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について	4
③	議員案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書について	4
(3)	協議事項について	6
①	会期、議事日程及び議案の取扱いについて	6
(4)	報告事項について	7
①	報告第1号 市長の専決処分事項報告について (専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について)	7
②	報告第2号 市長の専決処分事項報告について (専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)	7
③	報告第3号 市長の専決処分事項報告について (専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)	7
④	報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ いて	8
⑤	報告第5号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について	10
⑥	報告第6号 令和3年人事院勧告の概要について	11
4	その他	12
5	閉会	17

日 時	令和3年9月2日(木) 午前10時00分～午前10時41分
場 所	議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑥ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑦ 建設課長 和 田 理 男
- ⑧ 農林課長 黒 田 禎

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第369回矢板市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項5件、補正予算6件、決算の認定7件、条例の一部改正5件、人事案件3件及びその他2件の、計28件でございます。

人事案件のうち、議案第19号、教育委員会委員の任命同意につきましては、本市教育委員会委員でございます、岡友美氏が、令和3年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第20号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員でございます、桑野厚氏が、令和3年12月31日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第21号、同じく人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員でございます、富川淳子氏が、令和3年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に善林景子氏を候補者と

して推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これらは人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決くださるようお願い申し上げます。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるよう、お願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

3 議 題

(1) 協議事項について

- ① 議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について
- ② 議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について
- ③ 議員案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書について

○議長 ①から③について一括説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） 去る8月24日、午前10時より第2委員会室において議会運営委員会を開催し、議員案3件を提出することに決定いたしました。①議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について及び②議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正についての2件については、常任委員会、特別委員会をオンライン会議で実施できるよう改正するものであります。そのほか、例規のルールに沿った表記に改正をするものであります。

次に、議員案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地方財政は来年度においても、財源不足が避けられない状況にあります。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、様々な課題があり、

財政需要が増嵩しております。その財政需要に見合う財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれております。よって、国においては、地方税財源の充実を強く要望するものであります。

提出にあたりましては、私が提出者になりまして、議会運営委員の5名が賛成者として提出いたします。

日程につきましては、本日、提出いたしまして、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ議員各位の御協賛を賜りますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

(2) 提出議案について

- ① 議案第1号 矢板市委員会条例の一部改正について
 - ② 議案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について
 - ③ 議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書について
-

○議長 ①から③について一括説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 3議案を一括して説明させていただきます。

議案書の26ページを朗読させていただきます。

(議案書26ページを朗読)

それでは履歴書を御覧いただきたいと思います。教育委員会の委員の任期は4年でございます。お名前は岡友美氏、乙畑にお住いの44歳の方です。学歴

及び職歴につきましては記載のとおりでございます。その他の経歴につきましては、片岡保育所の保護者会会長、乙畑小学校のPTA会長、片岡中学校のPTA副会長の要職に就かれまして片岡地区の学校教育の発展に御尽力をされた方でございます。現在は教育委員としてお務めいただいております。説明は以上となります。

続きまして27ページをお願いいたします。

(議案書27ページを朗読)

それでは履歴書を御覧いただきたいと思います。人権擁護委員の任期は3年でございます。お名前は桑野厚氏。大槻にお住いの70歳の方で、学歴につきましては記載のとおり、職歴につきましては昭和51年から31年間県立高校の教諭をお勤めになられ、退職後は地元活動に貢献されまして、行政区長や民生委員・児童委員を務められ、現在は人権擁護委員1期目をお務めいただいております。説明は以上となります。

続きまして議案書28ページ、議案第21号でございます。

(議案書28ページを朗読)

履歴書を御覧いただきたいと思います。人権擁護委員で任期が3年ということでございます。お名前は善林景子氏。乙畑にお住いの64歳でございます。学歴につきましては記載のとおりでございます。職歴といたしましては、昭和50年に県職となられまして、平成26年には教育委員会事務局健康福利課長、翌27年にはとちぎ男女共同参画センターの参事兼所長となられ、今回、人権擁護委員として推薦することに適すると認められる方であります。そして、平成29年3月に県を退職され同年4月に公益社団法人栃木県観光物産協会の専務理事を令和3年3月までお務めされました。説明は以上となります。

○議長 説明が終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

(3) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員長 御協議を申し上げます。

第 369 回矢板市議会定例会の議会運営については、議長から会期、議事日程及び議案の取扱い等について協議していただきたい旨の諮問があり、去る 8 月 24 日、午前 10 時から、第 2 委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。説明のため、市長、副市長及び関係課長等の出席を求め、提出議案の件数、議長の元に提出された一般質問通告者数、陳情の受理件数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 21 日間と決定いたしました。議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりであります。

なお、一般質問については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、文書による質問といたしましたので、御了承願います。

議案の取扱いにつきましては、議案第 1 号から議案第 6 号まで、議案第 14 号から議案第 18 号まで、議案第 22 号、議案第 23 号及び陳情の審査については、所管常任委員会に付託する予定であります。

次に、議案第 7 号から議案第 13 号までの、令和 2 年度矢板市一般会計、各特別会計及び各企業会計決算の認定につきましては、監査委員である議員を除く全ての議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託する予定であります。

次に、先ほど総務課長から説明のありました議案第 19 号から議案第 21 号

までの人事案件3件及び議員案3件は、提案理由説明後、質疑・討論を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質問等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

(4) 報告事項について

- ① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について
(専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について)
 - ② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について
(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)
 - ③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について
(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)
-

○議長 ①から③について一括説明を求めます。

○建設課長(和田理男) 市長の専決処分事項について御報告いたします。

この件につきましては、本年6月に市道にて発生した車両事故3件につきまして、事故の相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものです。

それでは報告事項2ページでございます。初めに専決第6号でございますが、本件は、6月24日に鹿島町地内におきまして、市道の除草作業に伴い、先方車両のフロントガラス損傷事故に対するもので、損害賠償額9万5,535円として、令和3年7月29日に和解となりました。和解の条件及び相手方につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次の専決第7号及び第8号は6月8日、石関地内におきまして、

市道横断側溝のグレーチング破損による車両事故2件に対するものです。初めに、専決第7号です。報告事項4ページになります。本件は、事故対象2件のうち、後続2件目の車両で、損害賠償額1万6,236円で、8月10日に和解となりました。和解の条件及び相手方につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページでございます。専決第8号です。本件は先行していた車両で、車体及びタイヤ・ホイールの損害に対するもので、損害賠償額62万6,477円として、8月12日に和解となりました。

和解の条件及び相手方につきましては、記載のとおりでございます。報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質問等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

④ 報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 報告書7ページをお願いいたします。令和2年度健全化判断及び資金不足比率の報告について、以下朗読は割愛させていただきます。

それでは8ページをお願いいたします。各指標について御説明をさせていただきます。まず、実質赤字比率でございます。この指標は一般会計等を対象としました、実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。矢板市におきましては、全ての会計におきまして歳入から歳出を差し引いた実質収支額が黒字となっておりますので、実質赤字比率は該当なしとなっております。

その下、連結実質赤字比率でございます。この指標は、矢板市の全ての会計

を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。先ほども申し上げましたが、矢板市は全ての会計が黒字となっておりますので、この連結実質赤字比率も該当なしであります。

次に、実質公債費比率でございます。この指標は一般会計等が負担する地方債の元利償還金あるいは塩谷広域行政組合の元利償還金に充当する負担金等の標準財政規模に対する比率でございます。これを単年度ごとに算出をいたしまして、直近3年の平均を用いるものでございます。令和2年度の数值は9.1%となっております。令和元年度と比較いたしまして0.1ポイント増加いたしました。

次に、将来負担比率でございます。この指標は将来負担すべきリース的な負債を標準財政規模に対する比率であります。一般会計等の地方債の残高や塩谷広域行政組合の地方債の償還に充てる負担金、退職手当支給予定額等、矢板市が将来負担する負債全体から貯金であります、基金や地方債の元利償還金に充当する特定財源により普通交付税の標準財政需要額に算定される公債費を差し引いて算定いたします。令和2年度の数字は52%となっております。令和元年度と比較しまして1.8ポイント増加いたしました。

次に、下の表2。資金不足比率であります。この指標は公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率でございます。記載の2つの会計におきましては、資金不足はございませんので、資金不足比率は全て該当なしであります。

以上、指標につきまして御説明させていただきましたが、これら指標につきましては、表に記載がありますように、超えれば黄色信号と言われております、財政健全化計画を策定しなければならない早期健全化基準、さらには赤信号と言われております、財政再生計画を策定しなければならない財政再生基準が設けられてございますが、令和2年度の比率につきましてはスマートインターチ

ェンジ整備あるいは小中学校の情報機器整備事業、国民体育大会推進事業など大規模な事業がありながらも、全ての指標におきまして黄色信号である早期健全化基準に経営健全化基準を大きく下回っておりますので、健全な財政運営ができております。

今後もこれら指標を見据えた財政運営に努め財政の健全化をより一層図ってまいりたいと考えています。説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

⑤ 報告第5号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 説明を求めます。

○農林課長（黒田禎） 報告事項9ページ。報告第5号、株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出についてでございます。朗読は省略させていただきます。本件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況について、法の定めるものにつき、その説明書を提出するものです。

資料の概要について御説明いたします。資料1枚目を御覧ください。初めに、第3期であります令和2年度の事業報告です。1.企業の現況に関する事項、(1)全般的な営業の概要、3行目からとなりますが、株式会社やいた未来は、平成31年4月から道の駅管理業務を引き継ぎ、当期で丸2年が経過しました。業務に当たっては、生産者からの御協力による商品の拡充や陳列の見直し、休館日の削減や営業時間の見直しなど様々な対策を実施いたしました。当期は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言発出を受け、施設利用者数こそ令和元年度に対し3.7%減でありましたが、売上高が3.8%増加となり、過去最高を

更新することができました。結果といたしまして当期の売上高は 1 億 768 万円となり、経常利益が、3,795 万 7 千円となり、当期純利益が 2,253 万 7 千となり、今年の株主に対し配当を行ったところでございます。

詳細資料に決算報告書として貸借対照表、損益計算書、出資した各科目の計算内容、監査結果報告書などを添付いたしましたので、後ほど御参照願います。

続きまして、最後のページを御覧ください。第 4 期である今年度の事業計画でございます。同期の道の駅の管理運営を行うに当たり、引き続き道の駅の公益的な役割を果たしながら営業利益目標の達成を目指しまして、事業に定めた各項目を実行しているところです。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑はありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

⑥ 報告第 6 号 令和 3 年人事院勧告の概要について

○総務課長 それでは令和 3 年人事院勧告について申し上げます。

今年度の人事院勧告につきましては、去る 8 月 10 日に発表がございました。詳細につきましては後日説明会が開催される予定でありますので、本日は概略のみの御説明とさせていただきます。

令和 3 年におきましては、公務員と民間の給与を比較した結果、給与格差は極めて小さく、適切な改定が困難であることから給与の改定は行わないとなっております。一方、ボーナスにおきましては、民間の支給割合と均衡を図るため 0.15 月分を引き下げることとなり、これを期末手当で反映することとなっております。

つきましては、改正条例に伴います 12 月定例会に議案として提出したいと

考えておりますが、このボーナスの基準日は12月1日でございます。11月30日までに議決をいただきたく、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○議長 御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長(村上治良) 新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御報告いたします。なお、資料はございませんのでお聞き取り願います。

まず、議員の皆様におかれましては、本日は雨天の中、寒い中にもかかわらず早朝からコロナ感染症対策立哨活動に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。現在、緊急事態宣言が発令されている中、これ以上の感染拡大を防止するため、街頭での注意喚起・啓発活動に、明日も御協力くださいますようお願い申し上げます。今週からの立哨活動については、各種団体の皆様にも御協力いただいております。月曜日には高校生団体の Yaita All Directions、昨日と来週火曜日にはシニアクラブ連合会、さらには、交通安全母の会、商工会青年部及び矢板市消防団にも御参加いただく予定となっております。

はじめに、矢板市の感染状況についてですが、これまで陽性判明した方は、現在74名となっており、これは、県内の中でも人口10万人当たりの感染者数としては、引き続き、県内25市町の中で最も少ない水準に抑えられており

ます。しかしながら、本年7月までに感染が確認された方は33人でありましたが、8月のみで41名と感染が急拡大しており、この1か月間で感染者数は2倍以上に増加したことになります。その特徴といたしまして、感染経路が7月まで多かった市外在住者との接触により感染していたケースではなく、確認できた内容では、家庭内で感染したと見られる方が最も多くなってきており、その大半が市内で感染したことが分かってまいりました。さらに、年代につきましても、7月までは60代の8人が最も多く、次いで50代の6人、さらには20代と40代の5人となっておりますが、8月中に確認された41人中、最も多かった年代は10代以下の12人で、全体の約3割を占めております。このうち、7月まで0人であった10歳未満の感染者は4人となり、10代以下の感染が急増している状況にあります。

そこで、本市での当面の対策といたしましては、まず、クラスターの発生を予防するため、市内事業所などの食堂、休憩所、更衣室などでの感染対策の徹底を図っていただくよう、それらのスペースに掲示するポスターを配布してまいりたいと考えております。

次に、家庭内感染対策として、「広報やいた」9月号と併せ、家庭でできる感染予防のポイントをまとめたチラシの全戸配布を行い、各家庭内での注意喚起をお願いいたしました。また、学校等での対策につきまして、昨日、臨時校長会を開催し、9月6日月曜日からの授業等について協議した結果、矢板市立全小中学校において、午前中授業を9月10日金曜日まで延長することといたしました。加えて、午前中授業期間における午後の学習の仕方につきましても、タブレット端末を活用したオンライン授業を進めてまいります。なお、9月13日月曜日以降につきましては、栃木県において緊急事態宣言が延長されるかどうかで判断してまいります。

ワクチン接種につきましては、8月31日の下野新聞にて報道されております。全年代のワクチン2回目接種率であります。最新の8月31日現在では、33.64%と県平均をわずかに下回る水準となっております。その理由の一つといたしまして、本市では、夏休み後の学校再開による集団感染を防ぐため、市立小中学校の教職員や認定こども園、保育園など、矢板市内在住であることを問わずに、その職場に従事している方、全てを対象にワクチン接種を行っていることが挙げられます。また、入所型の障がい者福祉施設に従事する職員や入所している64歳以下の方についても、8月下旬までには接種が完了している状況にあり、これら学校や施設等を優先してワクチン接種を行ったことは、結果的にクラスターを抑止する一助となっているのではないかと考えております。さらに、最近の話題といたしましては、集団接種に妊婦の方の優先接種枠を設ける市町が増えておりますが、本市の場合は、既に妊婦というリスクを考慮した上で、産婦人科での個別接種かかりつけ医での個別接種として話を進めており、9月4日土曜日から接種が開始される予定となっております。接種率が伸びてこないもう一つの理由として、本市には職域接種が申請可能な大規模事業所がないことから、今後、本格化する職域接種を受ける機会に恵まれる市民は多くはないと考えられます。

そのような状況のもと、このほど、栃木県が新たに設置するモデルナ社製ワクチン接種会場の県北会場として、矢板市文化会館が選定されました。現在のところ、今月下旬からの設置に当たり、運営方法などについて、県において検討を進めているところであります。本市への県営接種会場設置につきましては、以前から県に要望してまいりましたが、そのことがようやく形となりましたので、市民の皆様にご覧の当該県営会場の利用も促していくことで、接種率の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、健康増進課からの報告とさせていただきます。

- 議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。
- 宮本議員 教育長へ、お聞きしたいのですけれども、学校の授業が午前中、10日までということですが、その午後のタブレット授業に関しまして、学童へ通っているお子さんたちに対しては、どのような授業になるのかちょっとお聞きしたいと思います。
- 教育長 午前中授業ということで、午後は給食を食べてからの下校となりますけれども、学童保育については社協とか民間であるとか、様々なところがございますので、今やり方については難しいところではありますけれども、矢板小学校にあります矢板学童保育については今回、試行という形でやらせていただいて、順調なのですが、そこに矢板市で購入していますWi-Fiのルーターを貸し出してやっております、そういう形でやれる見込みは立っておりますけれども、ほかの事業所といいますか子ども保育の場所につきましては、今後どのような形で進めるか検討を進めるというところで、今回については1か所で試行を行うということで、御理解いただきたい。以上です。
- 宮本議員 試行という形だということですが、このほかの学童に通っている方に関しては全く進んでいかない、今回は進んでいかないということになるのでしょうか。1週間ということですが、差が出ないかというところがちょっと不安なのですけれどもいかがでしょうか。
- 教育長 双方向での学童保育の支援は試験しておりますけれども、その授業内容については実は録画を撮っております、それは、学童保育に行っている子ども達が帰宅した後、録画ですけど視聴できる、そこで勉強できるようにな

っていますので、全員がその状況については同じようなことはできると。

ただ、双方向授業については参加できない形でありますけれども、一応どの子にも授業の内容は分かるということにしておりますので、その点の御心配はないかと思えます。

○宮本議員 録画ということでありましてけれども、それは見るように、視聴するようという御指導は学校単位でやってらっしゃるのか、その辺をお伺いできればと思えます。

○教育長 昨日の校長会で教育委員会のほうからそういう形ということ是指導しておりますし、校長も了解しておりますので確実に行っております。

○宮本議員 本当に短い期間でありますけれども、差が出ないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長 ほかに御質疑等はございませんか。

○掛下議員 栃木県の予防接種で、矢板市文化会館を使うということで大変よかったと思えますが、実施人数とか実施時期とかもう少し詳細を教えてくださいと思えます。

○健康増進課長 県営の県北会場であります矢板市文化会館で行われます、とちぎワクチン接種センターについてでございます。現在のところ報道等に公表されている数字といたしましては、県直営で1か月 4,320 回分ということでございます。これを週に直すと 1,080 回ということですので現在詳細につきましては、日曜日は矢板市の集団接種会場として現在も使っておりますので、それを除く平日で日数を調整しているという状況でございます。回数といたしましたら、4,320 回を1か月でやるということで、進めております。以上でございます。

期間につきましては、9月下旬の設置から県は11月下旬までという期間で

設置するということをございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10 : 41)

令和 年 月 日

議長